

天神小学校いじめ防止基本方針

内子町立天神小学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「天神小学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となり、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、いじめ未然防止活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践するものである。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

(3) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と早期発見に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に取り組むことが必要である。以下いじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

2 いじめ防止のための対策の内容に関する事項（未然防止のための取組等）

(1) 児童や学級の様子を知るために

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、児童と場を共にすることが必要である。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが重要である。

(2) 互いに認め合い、支え合う仲間づくりのために

児童は、周りの環境に大きな影響を受ける。児童にとって教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

- ① 教職員の何気ない言動が、児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童のよきモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。また、障がい（発達障がいを含む）について、正しく理解し、児童生徒の障がい特性に応じた指導を行うことが大切である。
- ② 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違い

を認め合う仲間づくりが必要である。その中で認められる経験が児童を成長させ、教職員の温かい声掛けが児童の自己肯定感につながるものである。

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。道徳の授業では、児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で扱うことが重要である。

(4) 保護者や地域への働きかけ

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換に関する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催、学校、学年だよりなどによる広報活動を行う。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが重要である。

(1) 教職員のいじめに気付く力を高めるために

教職員は、人権感覚を磨き、児童たちの言葉をきちんと受けとめ、児童たちの立場に立ち、児童たちを守るという姿勢が大切である。

(2) いじめ発見のきっかけ

小学校においては、保護者からの訴えにより発見されることが多く、中学校、高等学校と学年が進むにつれて本人からの訴えによる発見が多くなる。いじめ発見のきっかけのうちアンケート調査等で割合の少ない回答のところに発見があった場合は、いじめが相当進行していると考えられ、直ちに対応することが重要である。

(3) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を守りとおすという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

〈分類〉———〈抵触する可能生のある刑罰法規〉

① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる——脅迫、名誉毀損、侮辱

② 仲間はずし、集団による無視

——刑罰法規には抵触しないが、いじめと同様に毅然とした対応が必要。

③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする——暴行

④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする——暴行、傷害

⑤ 金品をたかられる——恐喝

⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする——窃盗、器物破損

⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする——強要、強制わいせつ

⑧ スマホやタブレット(ネットに接続できる機器)で、誹謗中傷やいやなことをされる

——名誉毀損、侮辱

4 早期発見のための手だて

(1) 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童たちの様子に目を配る。教職員が児童たちと共に過ごす機会を積極的に設ける。

(2) 観察の視点

成長の発達段階からみると、児童たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。担任を中心にグループの情報収集や人間関係がどうであるかなどを積極的に把握し、気になる言動などに対して適切な指導を行うことが大切である。

(3) 教育相談

定期的な教育相談週間を設けて、児童、保護者を対象にした教育相談を実施するなど、相談体制を整備することが必要である。

(4) いじめ調査アンケートの実施

月に1回のアンケートを実施する。いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので実施方法については持ち帰り、提出場所等の工夫を行う。

5 相談しやすい環境づくりをすすめるために

児童が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。教職員はそのことを十分に認識し、その対応について細心の注意を払う必要がある。学校内に組織を設け、1人の教職員が対応するだけでなく、組織的な対応が重要である。

(1) 本人からの訴えには

保健室や相談室等を一時的に危険回避のための場所として提供するものとし、担任や養護教諭、外部カウンセラーを中心に、本人の心身のケアに努める。

(2) 周りの児童からの訴えには

情報の発信者として個人を尊重し、発信元を明かさないなどの方法を取り、安心感を与えることが重要。また、その児童へのいじめが新たに発生することがないように、相談時間や場所を確保し、日頃から相談を受ける体制を整えておく必要がある。

(3) 保護者からの訴えには

保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが重要である。

6 いじめに対する措置

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

① いじめ情報のキャッチ

② 正確な実態把握

- ・ 当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。

③ 指導体制、方針決定

- ・ 指導のねらいを明確にし、全ての教職員の共通理解を図る。
- ・ 教育委員会、関係機関等との連携を図る。

④ 児童への指導・支援

- ・ いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・ いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行い、いじめは決して許されない行為であるという人権意識をもたせる。

⑤ 保護者との連携

- ・ 直接会って具体的な対策を話し、協力を求める。

- ⑥ 今後の対応
- ・ 継続的に指導や支援を行う。
 - ・ カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
 - ・ 心の教育の充実を図る。

7 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる者に適切な指導をおこなわなければならない。併せて、直ちに管理職に連絡する。

(1) いじめられた児童、いじめを知らせた児童の保護

いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聞き取るとともに、周囲の児童や保護者などの第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

8 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた児童に対して

- ① 事実確認とともに、まず心情を受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ② 最後まで守ること、秘密を守ることを伝える。
- ③ 必ず解決するということを伝える。
- ④ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

(2) いじめられた児童の保護者に対して

- ① 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ② 学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤ 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

(3) いじめた児童に対して

- ① いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ② 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

(4) いじめた児童の保護者に対して

- ① 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする想いを伝える。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 児童の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(5) 周りの児童に対して

- ① 当事者だけの問題にとどめず、学級、学年及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ② 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年及び学校全体に示す。
- ③ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

(6) 継続した指導

- ① いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- ② 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況についての把握に努める。

- ③ いじめられた児童に肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
 - ④ いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- (7) いじめが解消している状態とは
- ① いじめ行為が止んでいること
被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(目安:少なくとも3か月)継続していること。
 - ② いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

9 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。

早期発見には、機器を使用しているときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないように、保護者との連携が不可欠である。ネット上のいじめを発見した場合は、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(1) ネット上のいじめとは

スマホやタブレット(ネットに接続できる機器)を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったり、仲間外れにしたりする方法により、いじめを行うものである。

(2) 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底、情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が重要であることから保護者と密接に連携、協力し双方で指導を行う。その際に警察署が行っている情報モラル教室を積極的に活用し、児童だけでなく保護者の参加も促し、正しい知識を持ってもらうようにする。

(3) 早期発見・早期対応のためには

- ① 書き込みやチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ② 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。
- ③ 学校等における情報モラル教育などを進めるとともに、保護者の理解を求めることが必要である。

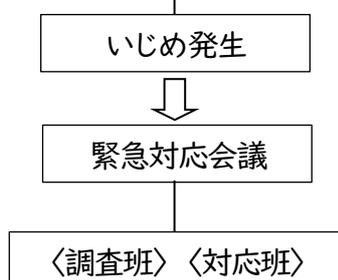
10 いじめ防止等の対策のための組織の設置

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うものである。また組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、常にチーム体制の適正化を図るものである。

(1) いじめ対策委員会の設置

《天神小学校いじめ対策委員会》

構成員：校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、養護教諭
人権・同和教育主任、道徳教育推進主任、特別支援コーディネーター



- ① 定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。
 - ② いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編制し対応する。
- (2) いじめ防止指導計画の整備について
いじめ未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を作成し、学校全体でいじめ問題に取り組む。

11 重大事態への対処

学校は、重大事態に対処し、その当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、天神小学校いじめ調査委員会を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき(児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合)
 - ② いじめにより児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされていると認められるとき(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により対処する。)
 - ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- (2) 調査主体:内子町立天神小学校
(3) 調査を行うための組織

〈天神小学校いじめ調査委員会〉

構成員:天神小学校いじめ対策委員会・五十崎地区民生児童委員・内子町教育委員会教育長・内子町教育委員会学校教育課長・内子町教育委員会指導主事・PTA会長・PTA副会長・臨床心理士・愛媛県発達障がい者支援センター(医師)

- ① 重大事案の発生
- ② 学校長から内子町教育委員会へ報告
- ③ 内子町教育委員会から内子町長へ報告
- ④ 天神小学校いじめ調査委員会開会
- ⑤ 調査方針の決定
- ⑥ 事実関係を明確にするための調査実施
- ⑦ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑧ 内子町長に調査結果の報告を行う。

いじめ防止年間指導計画

内子町立天神小学校

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針の検討 (いじめ問題等対策委員会) ○仲間づくりアンケート ○児童についての情報交換	○学級開き・学級ルールづくり (学級活動) ○行事を通した人間関係づくり (縦割り班活動開始、学校案内)	○いじめ対策についての説明・啓発 (PTA総会、学級PTA)
5月	○仲間づくりアンケート ○児童についての情報交換	○行事を通した人間関係づくり (修学旅行、遠足、1年生を迎える会)	○保護者との情報交換 (家庭訪問)
6月	○仲間づくりアンケート ○児童についての情報交換	○行事を通した人間関係づくり (棚田田植え)	○行事を通した人間関係づくり (スポーツ交流会)
7月	○仲間づくりアンケート ○教育相談 ○児童についての情報交換	○行事を通した人間関係づくり (水泳大会)	○保護者との情報交換 (個人懇談) ○学校評価アンケート
8月	○児童についての情報交換	○行事を通した人間関係づくり (小田深山集団宿泊学習)	○行事を通した人間関係づくり (奉仕作業)
9月	○仲間づくりアンケート ○児童についての情報交換		○健康教育参観日
10月	○仲間づくりアンケート ○児童についての情報交換	○行事を通した人間関係づくり (運動会、音楽発表会、陸上大会)	
11月	○仲間づくりアンケート ○児童についての情報交換	○行事を通した人間関係づくり (バス遠足、おもちゃフェスティバル)	
12月	○仲間づくりアンケート ○教育相談 ○児童についての情報交換	○人権標語作り ○人権集会、人の輪集会 ○行事を通した人間関係づくり (餅つき体験)	○いじめ対策についての啓発 (人権・同和教育参観日) ○学校評価アンケート ○保護者との情報交換 (個人懇談)
1月	○仲間づくりアンケート ○児童についての情報交換	○行事を通した人間関係づくり (スキー教室)	
2月	○仲間づくりアンケート ○児童についての情報交換	○体力づくりを通した人間関係づくり (えひめITスタジアム)	○保護者との情報交換 (参観日・学級PTA)
3月	○仲間づくりアンケート ○児童についての情報交換	○行事を通した人間関係づくり (お別れ遠足、6年生を送る会、卒業式)	○保護者との情報交換 (個人懇談)